

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年5月24日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	アルバニア、全開発途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
- 応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

アルバニアはバルカン半島の南西部に位置し、モンテネグロ、コソボ、北マケドニア、ギリシャと国境を接し、西はアドリア海およびイオニア海に面している。気候は、海岸部は地中海性で、内陸は大陸性気候である。年間降雨量 1000mm を超え、夏季は乾燥して熱く、冬は内陸で大量の降雪がある。

自然災害としては、森林火災、洪水、地すべりが主に上げられる。同国の国土の約 30%が森林であり、森林火災は乾燥した夏季に頻繁にみられ、2000 年以降は発生頻度および被害面積が増加傾向にある。2004 年から 2013 年までの年間平均焼失面積は、森林 2,731ha、非森林保護地域 50ha、湿地などのその他植生 2,000ha となっている。首都ティラナを含む多くの都市は、熱波と山火事の影響による大きなリスクにさらされており、気候変動による夏季の気温上昇、乾燥の進行により、森林火災の発生頻度、規模の更なる増大も懸念される。また、森林火災の増大により、森林の回復が遅れ、土壌の涵養機能低下、土壌の流出による二次的な自然災害の発生を招く可能性があり、対策の遅れは国土をさらに脅威にさらすことになる。

アクセスが容易でない森林での火災発生は、目視による発見が困難であるが、乾燥した気候と相まって、急速に延焼が広まることから、被害を最小限に抑えるためには早期の発見・対策実施が重要である。これには衛星画像を活用し、上空から国土を監視するシステムの活用が有効であり、同国政府は限られた人員体制の中で有効に森林火災に対応できるよう、早期警報システムの導入を望んでいる。

また、その他の自然災害への対応能力にも課題があり、生態系を活用した防災・減災の具体的な活動を通じた政府機関の体制および政策の強化も必要とされている。

我が国は、西バルカン地域にある北マケドニア政府に対して技術協力プロジェクト「森林火災危機管理能力向上プロジェクト(2011-2014)」を実施し、「森林火災早期警報システム」を構築した。また、同システムの機能や利便性を共有する第三国研修「森林火災の予防及び早期警報のための統合システムの開発(2015-2017)」を実施し、西バルカン地域の 5 カ国(アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、セルビア)との共有を図った。更に現在は北マケドニアにおいて「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト(2017-2023)」、モンテネグロ及びコソボにおいて「国家森林火災情報システム(NFFIS)と Eco-DRR による災害リスク削減のための能力強化プロジェクト(2021-2026)」を実施している。これら協力を通じ、森林火災及びその他災害に有効な拡張性のある国家森林火災情報システム(NFFIS)の開発・導入及び森

林の多様な機能を利用した「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実証を通じた、森林火災及びその他自然災害の防災・減災にかかる政府関係者の能力強化を推進している。特に森林火災は国境を超える課題であることから、これらバルカン地域での協力を踏まえ、このたびアルバニア政府より類似の技術協力プロジェクトとして、NFFIS と Eco-DRR による災害リスク削減のための能力強化プロジェクトの協力実施の支援要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2023年6月上旬～2023年6月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② アルバニア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2023年6月下旬～2023年7月上旬）

- ① JICAバルカン事務所等との打合せに参加する。
- ② アルバニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) セクター概要
森林セクター、自然災害発生状況、国際流域図／国境を跨いだ保護区地図

ウ) 関連する開発計画、政策、制度

森林、防災、流域管理、早期警報・自然災害緊急対応、右分野に関連する気候変動対策、これらセクターに関連する EU ディレクティブズ

エ) イ) に関連する各組織の以下情報

(a) 所掌業務、組織体制、根拠法

(b) 人員体制

(c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

オ) 上記踏まえた、早期警報システム導入の実施体制案、課題、導入のための費用概算、運用資金概算

カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

キ) Eco-DRRによる災害リスク削減のパイロット事業（案）の評価

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAバルカン事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2023年7月中旬～2023年8月下旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2023年8月31日（木）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ウィーン或いはローマ⇄ティラナを標準とします。
* その他の経路を排除するものではありません。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2023年6月18日～7月8日を予定しています。
現時点でアルバニア入国時に隔離は不要です。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括（JICA）
 - イ) ランドスケープ計画（JICA）

- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チームから 配布しますので、gedn@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・当該案件の要請書
- ・北マケドニア「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) 能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
- ・コソボ・モンテネグロ「西バルカン地域全国森林火災情報システム (NFFIS) 開発プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析) 業務完了報告書」
- ・REPORT ON NATURE-BASED DISASTER RISK REDUCTION

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています (下記何れも次のサイトから)。

<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000100/index.html>

- ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
 - ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト中間レビュー調査報告書
 - ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書
 - ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト (システム改良) 業務完了報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付

します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バルカン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上